

法関連条文抜粋、基本的な指針抜粋

内容

1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	3
第一章 総則	3
第三章 鳥獣保護管理事業の実施	3
第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制	3
第一節の二 鳥獣捕獲等事業の認定	5
2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）	9
(指定管理鳥獣)	9
(国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の報告)	9
(国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施)	9
(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関の確認)	9
(国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の通知)	9
(指定管理鳥獣捕獲等事業を委託することができる者)	9
(指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣の放置が認められる場合)	10
(夜間銃猟に係る確認等)	10
(指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する従事者証の交付の申請等)	10
(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等)	12
(事業管理責任者の選任)	13
(安全管理体制に係る認定基準等)	13
(技能知識に係る認定基準等)	15
(事業従事者に対する研修に係る審査)	15
(認定証)	17
(変更の認定を要しない軽微な変更)	17
(変更の認定の申請、基準、認定証等)	18
(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)	18
(認定の有効期間の更新)	19
(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請等)	19
附 則（平成二七年一二月二四日環境省令第四一号）	20
3. 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（抜粋）	21
I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	21
第二 関係主体の役割の明確化と連携	21

第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施.....	21
第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施.....	23
第五 人材の育成及び配置.....	23
III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項.....	24
第六 特定計画の作成に関する事項.....	24
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項.....	24
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項.....	25
IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項.....	25
第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項.....	25
第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項.....	26
第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続.....	30
第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方.....	31
第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画.....	32

1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（定義等）

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

5 この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

第三章 鳥獣保護管理事業の実施

第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制

（指定管理鳥獣捕獲等事業）

第十四条の二 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定管理鳥獣の種類
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は日出前若しくは日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）をする場合にあっては、その旨を含む。）
- 六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 七 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 八 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

3 都道府県知事は、前項第三号に規定する実施区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区がある場合において、前項第二号に規定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、当該都道府県が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を環境大臣に報告しなければならない。

4 第四条第五項及び第七条第五項から第七項までの規定は、実施計画について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項第三号に規定する区域」とあるのは、「第十四条の二第二項第三号に規定する実施区域」と読み替えるものとする。

5 国の機関は、環境省令で定めるところにより、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができる。この場合において、実施計画に従って指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が当該実施計画に適合することについて、当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受けなければならない。

6 前項の確認を受けた国の機関は、第二項第二号に規定する実施期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して二十日を経過する日までに、当該国の機関が実施した指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の結果を都道府県知事に通知しなければならない。

7 都道府県及び第五項の確認を受けた国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、その実施を委託することができる。

8 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、第五項の確認を受けた国の機関又は前項の規定による委託を受けた者（次項において「都道府県等」という。）が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第八条、第十八条及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める場合に限る。

一 第十八条 捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するとき。

二 第三十八条第一項 前項の規定による委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者（第十八条の五第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）が、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る実施計画ごとに、夜間銃猟の実施日時、実施区域、実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者その他の夜間銃猟に関する事項であって環境省令で定めるものについて、当該実施計画に適合する旨の当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従って、その確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟をするとき。

9 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、第九条第一項の規定によ

る都道府県知事の許可を受けた者とみなして、同条第八項から第十二項まで、第十二条第五項（前条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項及び第二項並びに第三十五条第二項及び第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第九条第八項中「その他」とあるのは、「第十四条の二第七項の環境省令で定める者その他」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等」とあるのは「指定管理鳥獣捕獲等事業」と、同条第九項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号又は第四号」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同項第三号中「第四項の規定により定められた有効期間」とあるのは「第十四条の二第二項第二号に規定する実施期間」とする。

第一節の二 鳥獣捕獲等事業の認定

（鳥獣捕獲等事業の認定）

第十八条の二 鳥獣の捕獲等をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）を実施する者（法人に限る。以下「鳥獣捕獲等事業者」という。）は、その鳥獣捕獲等事業が第十八条の五第一項に規定する基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

（認定の申請）

第十八条の三 前条の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法
- 三 鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項
- 四 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項
- 五 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の申請書には、定款その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

（欠格事由）

第十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第十八条の二の認定を受けることができない。

- 一 第十八条の十第二項の規定により第十八条の二の認定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者
- 二 その役員のうち第四十条第五号又は第六号のいずれかに該当する者がある者

(認定の実施)

第十八条の五 都道府県知事は、第十八条の三第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準(当該申請に係る鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあつては、第二号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときでなければ、第十八条の二の認定をしてはならない。

一 鳥獣の捕獲等(夜間銃猟を除く。)をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。

三 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。

四 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

五 その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 都道府県知事は、第十八条の二の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 当該認定鳥獣捕獲等事業者が前項第二号に掲げる基準に適合するものである場合にあつては、その旨

(認定鳥獣捕獲等事業の維持)

第十八条の六 認定鳥獣捕獲等事業者は、第十八条の二の認定に係る鳥獣捕獲等事業(以下「認定鳥獣捕獲等事業」という。)を前条第一項各号に掲げる基準(当該認定鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあつては、同項第二号に掲げる基準を除く。次項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。

2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が実施する認定鳥獣捕獲等事業が前条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該認定鳥獣捕獲等事業者に対し、当該認定鳥獣捕獲等事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(変更の認定等)

第十八条の七 認定鳥獣捕獲等事業者は、第十八条の三第一項第二号から第五号までに掲

げる事項を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第十八条の三及び第十八条の五の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 認定鳥獣捕獲等事業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は第十八条の三第一項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 認定鳥獣捕獲等事業者は、認定鳥獣捕獲等事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前二項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定の有効期間等)

第十八条の八 第十八条の二の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き鳥獣捕獲等事業を実施しようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、その有効期間の更新を受けることができる。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第十八条の三、第十八条の四(第一号を除く。)及び第十八条の五の規定は、第二項の

有効期間の更新について準用する。ただし、第十八条の三第二項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(名称の使用制限)

第十八条の九 認定鳥獣捕獲等事業者でない者は、認定鳥獣捕獲等事業者という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(認定の失効等)

第十八条の十 第十八条の二の認定は、認定鳥獣捕獲等事業者が第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けなかったとき（同条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき）は、その効力を失う。

2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二 不正の手段により第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定又は第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けたとき。

三 第十八条の四第二号に該当することとなったとき。

3 都道府県知事は、第一項の規定により第十八条の二の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、その者に通知するとともに、公示しなければならない。

2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）

（指定管理鳥獣）

第一条の三 法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）とする。

（国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の報告）

第十三条の二 法第十四条の二第三項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。

（国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施）

第十三条の三 法第十四条の二第五項前段の規定による国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業は、国の機関が管理する区域内において、当該国の機関が当該区域を管理するために必要があると認めるときに実施することができる。

（指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関の確認）

第十三条の四 法第十四条の二第五項の規定による確認を受けようとする国の機関は、実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業について法第十四条の二第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、実施区域を明らかにした図面を添えなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の確認を受けようとする国の機関に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の通知）

第十三条の五 法第十四条の二第六項の規定による通知は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数、処置の概要その他都道府県知事が必要と認める事項について行うものとする。

（指定管理鳥獣捕獲等事業を委託することができる者）

第十三条の六 法第十四条の二第七項の環境省令で定める者は、法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるものとする。

(指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣の放置が認められる場合)

第十三条の七 法第十四条の二第八項第一号の環境省令で定める場合は、捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することによって、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われると認められる場合であって、銃猟にあつては非鉛弾を使用し、放置した鳥獣又は放置した鳥獣が誘引した鳥獣等により生態系、住民の安全、生活環境又は地域の産業に支障を及ぼすおそれがないときとする。

(夜間銃猟に係る確認等)

第十三条の八 法第十四条の二第八項第二号の規定による確認を受けようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、次項に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 法第十四条の二第八項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 夜間銃猟の実施日時
- 二 夜間銃猟の実施区域
- 三 夜間銃猟の実施方法及び実施体制
- 四 夜間銃猟をする者
- 五 住民の安全の確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法

3 第一項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした図面
- 二 射撃場所、射撃方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした図面

4 都道府県知事は、第一項の確認を受けようとする者に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する従事者証の交付の申請等)

第十三条の九 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び実施区域
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日

2 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の従事者証の様式は、様式第二の三のとおりとする。

4 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第九項の規定による従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- 二 従事者証の番号
- 三 従事者証を亡失し、又は従事者証が滅失した事情

5 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

6 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、従事者証に記載された者の住所又は氏名に変更があったときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

7 法第十四条の二第九項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、従事者証を亡失した者があるときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

8 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の規定による従事者証は、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第三号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第十一項第四号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

9 法第十四条の二第九項の規定により適用する法第九条第十二項の環境省令で定める猟具は、網及びわなとする。

10 法第十四条の二第九項の規定により適用する法第九条第十二項の環境省令で定める事項は、従事者証の交付を受けた都道府県知事名（法第十四条の二第七項の規定による委託を受けた者にあつては、従事者証の交付を受けた都道府県知事名及び委託した都道府県又は国の機関の名称）、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間及び捕獲等をしようとする鳥獣の

種類とする。

1 1 前項の事項は、金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦一・〇センチメートル以上、横一・〇センチメートル以上の文字で記載しなければならない。

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等)

第十九条の二 法第十八条の三第一項に規定する申請書は、法第十八条の二の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 役員（代表者を含む。以下同じ。）及び次条に規定する事業管理責任者（以下「役員等」という。）の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿

三 次条に規定する事業管理責任者に関する次に掲げる書類

イ 次条に規定する事業管理責任者が申請者の役員である場合（ロに掲げる場合を除く。）にあっては、その旨を証する書類

ロ 申請者が地方公共団体である場合にあっては、次条に規定する事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類

ハ イ及びロ以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

四 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあっては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）

五 次条に規定する事業管理責任者が第十九条の四第一項第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面

六 次条に規定する事業管理責任者及び鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の狩猟免状の写し

七 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあっては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）

八 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した第十九条の四第一項第六号に定める知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類

九 次条に規定する事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し若しくはこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類（イ又はロに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）

イ 鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習（以下「安全管理講習」という。）

ロ 適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習（以下「技能知識講習」という。）

ハ 法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習（以下「夜間銃猟安全管理講習」という。）

十 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が第十九条の五第一項第二号の基準に適合することを証する書類

十一 第十九条の七に規定する研修に関する計画書

十二 第十九条の八第一号に規定する実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前三年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）

十三 役員等が第十九条の八第三号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面

十四 第十九条の八第四号に規定する損害保険契約書の写し

十五 申請者が法第十八条の四各号に該当しない者であることを誓約する書面

3 都道府県知事は、認定を受けようとする者に対し法第十八条の三第一項の申請書及び前項各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（事業管理責任者の選任）

第十九条の三 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制の確保及び鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）に対する研修に関する責任者（以下「事業管理責任者」という。）を、自己の役員又は雇用する者（認定を受けようとする者が地方公共団体である場合にあつては、その職員）の中から選任しなければならない。

（安全管理体制に係る認定基準等）

第十九条の四 法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

ロ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項（第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。）

ハ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

ニ 銃器を使用する場合にあっては、イからハマまでに掲げる事項のほか、次の（１）及び（２）に掲げる事項

（１） 射撃場における射撃を捕獲従事者（麻酔銃のみを使用する者を除く。）に一年間に二回以上実施させることに関する事項

（２） 銃器の保管及び使用に関する事項（捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第四項第一号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合にあっては、当該ライフル銃の保管及び使用に関する事項を含む。）

ホ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項を含む。）

二 事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。

イ 前号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。

ロ 前号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

三 事業管理責任者にあっては認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法の種類に応じた狩猟免許を、捕獲従事者にあっては鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが従事するものにおいて用いる猟法に係る狩猟免許を受けていること。

四 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、銃器を使用する捕獲従事者が前号の狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること。

五 事業管理責任者及び捕獲従事者が、安全管理講習として、安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、猟具の安全な取扱い及び定期的な点検に関する知識等について五時間以上の講習を修了していること。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識を有する者については、この限りでない。

六 事業管理責任者及び半数以上の捕獲従事者が、救急救命に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を有すること。

２ 事業従事者（前項第五号に該当する者を除く。）は、前項第五号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

３ 事業従事者（第一項第六号に該当する者を除く。）は、第一項第六号に定める知識を有するよう努めなければならない。

（夜間銃猟をする際の安全管理体制に係る認定基準等）

第十九条の五 法第十八条の五第一項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項を記載した夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を有すること。
- イ 前条第一項第一号ハからホまでに掲げる事項
- ロ 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）
- ハ 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項（前条第一項第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項及び夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項を含む。）
- ニ 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法
- ホ その他必要な事項
- 二 捕獲従事者（夜間銃猟に従事する者に限る。第三号において同じ。）の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすこと。
- 三 事業管理責任者及び捕獲従事者が、夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了していること。

2 夜間銃猟に携わる事業従事者（前項第三号に該当する者を除く。）は、前項第三号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

（技能知識に係る認定基準等）

第十九条の六 法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準は、事業管理責任者及び捕獲従事者が、技能知識講習として、鳥獣の保護又は管理に関連する法令、科学的かつ計画的な鳥獣の管理、鳥獣の生態、適正かつ効率的な捕獲手法及び捕獲個体の処分方法等について、五時間以上の講習を修了していることとする。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者については、この限りでない。

2 事業従事者（前項に該当する者を除く。）は、前項に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

（事業従事者に対する研修に係る審査）

第十九条の七 都道府県知事は、法第十八条の五第一項第四号に規定する研修の内容が同号の基準に適合するものであるかどうかを審査するときは、事業従事者に対する研修の内容が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 捕獲従事者に対する研修が、毎年五時間以上実施されるものであること。
- 二 事業管理責任者が、研修計画を定め、随時必要な改善を図ること。
- 三 研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な

技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

四 事業管理責任者が、研修が適切に実施されるよう監督すること。

2 鳥獣捕獲等事業者は、事業従事者（捕獲従事者を除く。）に対し、毎年五時間以上の研修を実施するよう努めなければならない。

（その他の認定基準等）

第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が、申請前三年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法（法定猟法に限る。）により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有すること。

二 前号の捕獲等が適切に実施されていること。

三 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四 捕獲従事者が、一又は複数の損害保険契約（損害保険会社が損害の填補を約する保険契約をいう。以下この号において同じ。）であって次に掲げる要件を満たすものの被保険者であること。

イ 申請者が契約者であること。ただし、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者であることを妨げない。

ロ 鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害保険契約であること。

ハ 保険金額（捕獲従事者が複数の損害保険契約の被保険者である場合にあっては、各損害保険契約に係る保険金額の合計額）が、銃猟に係る損害に係るものにあつては一億円以上、

網猟及びわな猟に係る損害に係るものにあつては三千万円以上であること。

五 申請者が、鳥獣捕獲等事業で用いる猟法ごとに捕獲従事者を原則として四人以上有すること。ただし、わな猟による鳥獣の捕獲等をしようとする場合において、当該わなにかかった鳥獣を確実に捕獲等するために装薬銃を使用する事業にあつては、装薬銃を使用する捕獲従事者を二人以上有すること。

六 ニホンザル（マカカ・フスカタ）、ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）を対象とする鳥獣捕獲等事業であつて装薬銃を使用するものを実施する場合にあつては、事業従事者を原則として十人以上有すること。ただし、前号ただし書の事業にあつてはこの限りでない。

（認定証）

第十九条の九 都道府県知事は、認定をしたときは、認定証を交付しなければならない。

2 前項の認定証（以下「認定証」という。）の様式は、様式第四の二のとおりとする。

3 認定証の交付を受けた者は、認定証を亡失し、又は認定証が滅失したときは、交付を受けた都道府県知事に申請をして、認定証の再交付を受けることができる。

4 前項の規定による認定証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 認定証の番号及び交付年月日
- 三 認定証を亡失し、又は認定証が滅失した事情

5 認定証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りではない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第十九条の十 法第十八条の七第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十八条の三第一項第二号に掲げる事項の変更（捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加に係る変更を除く。）
- 二 法第十八条の三第一項第三号に掲げる事項のうち捕獲従事者に係る変更（次のイ及びロに掲げるものを除く。）であつて、変更後も捕獲従事者の数が第十九条の四第一項第六号

及び第十九条の八第五号の基準に適合することが明らかなもの

- イ 捕獲従事者の追加に係る変更
- ロ 捕獲従事者の狩猟免許の種類に係る変更

(変更の認定の申請、基準、認定証等)

第十九条の十一 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第一項に規定する申請書は、認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

2 申請者は、法第十八条の三第二号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

3 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定証の番号及び交付年月日
- 二 変更の内容
- 三 変更しようとする年月日
- 四 変更の理由

4 法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、変更に係る第十九条の二第二項各号に掲げる書類とする。

5 第十九条の二第三項及び第十九条の三から第十九条の九までの規定は、法第十八条の七第一項の変更の認定について準用する。

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第十九条の十二 法第十八条の七第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を認定証の交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第十九条の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 変更前の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 認定証の番号及び交付年月日
- 三 変更の内容
- 四 変更の年月日
- 五 変更の理由

2 法第十八条の七第三項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が

認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(認定の有効期間の更新)

第十九条の十三 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項に規定する申請書（第四項において単に「申請書」という。）は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、認定証の番号及び交付年月日とする。

3 法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、第十九条の二第二項各号に掲げる書類のほか、法第十八条の五第一項第四号に規定する研修の実施状況に関する報告書とする。

4 都道府県知事は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者に対し、申請書及び前項に定める書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請等)

第四十六条の二 法第三十八条の二第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日
- 二 使用する麻醉薬の名称及び量
- 三 住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由
- 四 捕獲等をしようとする期間及び区域
- 五 捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量
- 六 危害の防止のための措置
- 七 使用する麻醉銃の所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可（以下この号において「所持の許可」という。）に係る許可証の番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）

2 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 法第三十八条の二第六項の麻醉銃獵許可証の様式は、様式第十五の二のとおりとする。

4 法第三十八条の二第七項の規定による麻醉銃獵許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日
- 二 麻醉銃獵許可証の番号
- 三 麻醉銃獵許可証を亡失し、又は麻醉銃獵許可証が滅失した事情

5 麻醉銃獵許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

6 麻醉銃獵許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

7 麻醉銃獵許可証は、法第三十八条の二第九項第一号又は第二号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

附 則 （平成二七年一二月二四日環境省令第四一号）

（認定鳥獸捕獲等事業者に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に鳥獸の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二の認定を受けている者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に同条の認定を受けたものとみなす。この場合において、当該認定を受けたものとみなされる者に係る認定の有効期間は、施行日におけるその者に係る同条の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この省令の施行前にされた法第十八条の三第一項（法第十八条の七第二項において準用される場合を含む。）の認定の申請であって、この省令の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

3 第一項の規定に基づき法第十八条の二の認定を受けたものとみなされた者及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者に関する法第十八条の六の認定鳥獸捕獲等事業の維持については、なお従前の例による。

3. 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（抜粋）

Ⅰ 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

第二 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

(1) 国の役割

加えて、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を支援する。

(2) 地方公共団体の役割

ア 都道府県

都道府県は、必要に応じて各都道府県における生息数の推定等を行って、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定するとともに、当該計画の目標達成のために必要な指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に実施する。

(3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

ア 事業者

事業者は、鳥獣の保護及び管理を行う際には、行政との連携を十分に図る。また、特に、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

2 関係主体の連携

(3) 鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

特に、指定管理鳥獣については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲等及び市町村が行う捕獲等は、第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕獲等に当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待される。

山林の奥地や山域等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者を含めて、その場所に最適な捕獲方法の検討・選択及び体制の構築を行う必要がある。

第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施

1 科学的情報の収集

(2) 収集すべき情報とその活用

収集すべき情報は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定に必要な捕獲情報及び生息密度情報並びに被害防除対策及び効率的な捕獲に関する技術とする。情報を収集する対象鳥獣種は、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）、捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲される全ての鳥獣種とし、これらの情報を、法に基づく権限者や事業実施者ごとに収集する。

都道府県は、これらの科学的な情報を収集・整理することにより、都道府県内の鳥獣保護管理事業の進捗を把握し、その効果について客観的に評価を行う。鳥獣保護管理事業計画については、これらの評価に基づいて、必要に応じて順応的に見直すよう努める。評価の過程で得られた情報は、関係者間において共有する。

国は、国土全体の鳥獣の保護及び管理の状況を把握するため、最低限収集すべき情報の全国的な規格化（標準化）を進め、希少鳥獣及び指定管理鳥獣等、特に重要な鳥獣種に重点を置きつつ、捕獲される全ての鳥獣種の捕獲情報等を、政府が整備及び管理を行う情報システム等で収集する体制の整備を図る。

3 鳥獣保護区の指定及び管理

ア 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥獣の捕獲に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図る。

5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項

(2) 錯誤捕獲の防止

全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念される。国及び都道府県は、この現状を科学的に把握するため、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、わなの使用に伴って錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置等の情報を可能な限り収集し、錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用する。

(4) 地域住民の理解と協力

また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り有効に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことは重要である。

第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施

1 制度上の区分に応じた保護及び管理

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、環境省令で定めるものとする。

国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息状況、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結果から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適切な時期に指定管理鳥獣の指定及び見直しを行う。

イ 管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。

都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。また、都道府県は、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。さらに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図る。

国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定する。また、国の機関が、自らが管理する区域内で、自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

第五 人材の育成及び配置

3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

国又は都道府県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。

なお、国は、制度の運用状況を踏まえ、鳥獣捕獲等事業の認定に係る基準を必要に応じて見直す。

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第六 特定計画の作成に関する事項

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都道府県は、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定める。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定については、「Ⅳ 指定管理鳥獣の管理に関する事項」で詳述する。

9 計画の作成及び実行手続

(2) 関係地方公共団体との協議

なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行う。

(5) 計画に関する実施計画の作成

指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

11 計画の実行体制の整備

特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、鳥獣の管理に関する専門的職員を配置する。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(4) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

2 法に基づく諸制度の運用状況調査

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）につい

ては、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集すべき基本的な項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 人材の育成及び配置

エ 民間の保護及び管理の担い手の育成

都道府県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法(昭和25年法律第226号)における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている都道府県において、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施する。都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。

2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差し支えない。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

- 1) 背景及び目的
- 2) 対象とする指定管理鳥獣の種類
- 3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
 - ① 捕獲等の方法
 - ② 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
 - ③ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
- 7) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 9) その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込む。

1 背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定める。

2 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、実施期間につ

いては対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定める。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行う。

なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先する等、適切な役割分担がなされるよう考慮する。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定める。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定める。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込む。

(1) 捕獲等の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定める。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定める。また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法等について簡潔に定めるとともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切な方法を定める。

(2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣

捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第 14 条の 2 第 8 項第 1 号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。

捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定める。

捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定める。

また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定める。住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定める。さらに、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定める。

なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意見を聴取し、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止する。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情報収集に努める。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

夜間銃猟については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第 38 条第 1 項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行う。

夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必要性、実施日時、実施区域、実施方法、実施者（夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定める。

なお、具体的な内容については、法第 14 条の 2 第 8 項第 2 号に基づき、受託者が、夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。

夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定める。

このため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断し、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、関係市町村との連携を図りつつ、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努め、その体制を定める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定める。

住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定める。

(1) 被害防止計画に基づく施策との連携

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、相互に連携を図りながら当該事業を円滑かつ効果的に実施する。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定める。例えば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定める。例えば、猟犬を使用する際には訓練を確実にし、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。

さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽きん類の生息地が重複して、科学的な知見から、野鳥の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事業の実施にあつては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。

(4) 地域社会への配慮

地域社会に配慮すべき事項があれば定める。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性和その科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努める。

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行する。

1 関係地方公共団体との協議

法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 7 条第 7 項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議する。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議する。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議する。

2 利害関係人の意見の聴取

法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 7 条第 5 項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努める。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行う。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該の国の機関に意見聴取を行う。

3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 4 条第 5 項に基づき環境大臣に報告する。

4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように十分配慮する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 7 条第 6 項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。

都道府県知事は、法第 14 条の 2 第 3 項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

5 国の機関が実施する場合の手続

法第 14 条の 2 第 5 項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については当該国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。

都道府県知事は、法第 14 条の 2 第 5 項に基づき、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟を実施する場合はその方法を含む。）、事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、法第 14 条の 2 第 6 項に基づき、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、法第 14 条の 2 第 8 項第 2 号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している

認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。委託に当たっては、以下の考え方で行う。

1 委託先の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、選定に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮する。また、事業者を育成する観点からも、認定鳥獣捕獲等事業者の積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる。

さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮する。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努める。

2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意する。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努め、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定める。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定める。

3 従事者証の交付

指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第8条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。

このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第14条の2第9項において準用する法第9条第8項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付する。指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携行させる。

第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成

指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、法第14条の2第8項第2号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、法第14条の2第8項第2号に基づき、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

(1) 夜間銃猟の実施日時

夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定める。

(2) 夜間銃猟の実施区域

夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定める。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定する。

(3) 夜間銃猟の実施方法

夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の実施者等について定める。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的かつ明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を定める。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定めるよう努める。

(4) 夜間銃猟をする者

夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名並びに狩猟免許並びに銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載した名簿を提出する。

(5) その他の夜間銃猟に関する配慮事項(住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法等)

夜間銃猟を実施する際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定める。具体的には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定める。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意する。

また、夜間銃猟を実施する地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意を得る。

2 夜間銃猟の実施手続

夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分

な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出する。

都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、夜間銃猟をする者として確認を受けた捕獲従事者に夜間銃猟をさせること。

都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行う。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認する。

なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等に鑑み、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取する等、十分な調整を行う。

第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証する。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証する。

さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討する。

また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施する。

国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努める。